

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部生活衛生課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区出合いの湯事業補助金							
根拠規定等	文京区出合いの湯事業補助金交付要綱							
創設年月	平成	20	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	6年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	23	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	3年	
見直しの内容	補助金交付申請に係る要綱の一部改正、出合いの湯事業の実施期間及び実施回数の見直し、文言の整理。							
予算科目	款	項	目	大	中	事業	事業	実施計画事業番号
	6衛生費	1保健衛生費	1保健衛生総務費	6公衆浴場補助	1浴場需要対策費補助			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第4条に基づき、区内の公衆浴場(以下「公衆浴場」という。)の需要対策事業を補助し、もって区民の公衆浴場を利用する機会の確保及び拡大を図ることを目的とする。						
補助事業等の内容	「出合いの湯事業」とは、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部(以下「組合」という。)に加入している各浴場が、公衆浴場利用の拡大、地域コミュニティ及び区民の健康活性化に資するため、自ら実施するイベント、PR活動、特別湯等をいう。補助対象事業は、次に掲げる入浴事業とする。 (1)各浴場が個別に計画し実施する出合いの湯事業 (2)全浴場又は一部の浴場が合同で計画し実施する出合いの湯事業						
補助対象経費の内容	補助金の交付額は、出合いの湯事業の実施1回につき、補助金の算出とする。ただし、補助金の交付総額は、当該年度の予算措置の範囲内とする。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input checked="" type="checkbox"/> 定額 (補助額 100,000円を上限とする) <input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入]						
	[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] (1) 各浴場が個別に計画し実施する補助対象事業に要した費用(ただし、100,000円を限度とする。) (2) 全浴場又は一部の浴場が合同で計画し実施する補助対象事業に要した費用を参加浴場数で除して得た額(ただし、1浴場当たり、100,000円を限度とする。) 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施期間が2月以上の場合は、当該月数を事業の実施回数とみなすことができるものとする。 3 この補助金は、当該年度の四半期ごとに、当該期間中に行った事業に要した費用の合計額を交付するものとする。						
公募の状況	無し						
実績報告書時における使途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (毎月例月実績報告を提出する際、事業にかかった請求書の写し提出。) <input type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)						
補助・単独の状況	負担割合		区	国	都	補助対象者	
	上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	区民の公衆浴場の利用する機会の確保及び拡大を図ることに貢献している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第4条に基づき区民の公衆浴場の需要対策事業の補助に努めている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	地域コミュニティ(連携)及び区民の健康活性化を目的としているため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	補助事業を実施しなければ、安心・安全な入浴機会の確保ができない上、浴場経営全体の衰退が見込まれる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱により補助対象事業者が明記されており、当該事業者に対し、制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請を受け、適正に書類を確認・審査した上で決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	現段階で、補助金以外の代替策は無い。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	公衆浴場経営全体の活性化に繋がる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	地域住民への公衆浴場の利用に貢献している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	主に公衆浴場の周辺住民が利用している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区出会いの湯事業補助金交付要綱等に則って事業は行われている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	出会いの湯事業交付申請書及び出会いの湯事業補助金請求書等提出において、事業が適正に行われたかを確認し、書類・成果物等に遺漏が無い確認している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	毎月例月実施報告を提出する際、出会いの湯事業の例月実施計画書・事業等にかかった成果物・請求書の写し・領収書の写しを提出し、支出状況を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	40	35	32	32
決算(予算)額	9,893	8,496	8,000	8,000
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	9,893	8,496	8,000	8,000
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	豊川浴泉・月の湯・大黒湯・歌舞伎湯・白山浴場・菊水湯・富士見湯・ふくの湯			

5 課題及び今後の方向性

出会いの湯事業を実施することで、公衆浴場の利用する機会の確保及び拡大を図ること。